

総行行第293号
令和5年7月3日

各都道府県総務部長
各都道府県議会事務局長
各指定都市総務局長
各指定都市議会事務局長

殿

総務省自治行政局行政課長
(公印省略)

地方公共団体における議会の委員会へのオンライン出席に係る
留意事項等について（通知）

地方公共団体における議会の委員会の開催方法については、これまで、「新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の開催方法について」（令和2年4月30日付け総行行第117号総務省自治行政局行政課長通知）、「新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の開催方法に関するQ&Aについて」（令和2年7月16日付け総行行第180号総務省自治行政局行政課長通知）、「新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会等の開催方法に関するQ&Aについて」（令和4年6月10日付け総行行第161号総務省自治行政局行政課長通知）及び「新型コロナウイルス感染症対策等に係る地方公共団体における議会の開催方法に関するQ&Aについて」（令和5年2月7日付け総行行第40号総務省自治行政局行政課長通知）を発出したところです。

今般、令和4年12月22日付けで実施した「地方議会におけるデジタル技術の活用等に関するアンケート調査」に関し、実際に議員が委員会にオンライン出席（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法により出席することをいう。以下同じ。）した団体における実施状況等を取りまとめましたので、別添のとおり送付します。

また、各議会におかれましては、議員が委員会にオンライン出席する場合には、下記事項にご留意の上、委員会の適切な運営に取り組んでいただきますようお願いします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）の長及び議会の議長に対してもこの旨周知願います。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本通知についての情報提供を行っていること、及び本通知は地

方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1. 第三者による関与がないことについて

本調査の結果によると、第三者による関与がないことを担保するための措置を講じていない団体も見受けられたところであるが、議員本人による自由な意思表明を確保する観点からは、例えば、オンライン出席について適切と認められる場所に限定すること等、第三者による関与がないことを担保するための措置を講じることが適切であること。

なお、障害者である議員の介助者など、議員以外の者が議員と同じ場所にいることを認めるかどうかについては様々なケースが想定されるところであり、各団体において適切に判断されるべきものであること。

2. 通信が途切れた場合の取扱いについて

本調査の結果によると、通信が途切れた場合の取扱いを決めていない団体も見受けられたところであるが、円滑な議事進行の観点からは、例えば、通信が復旧するまで待機する取扱いとすることや、通信の遮断があった議員の発言の順位を変更する取扱いとする等、通信が途切れた場合の取扱いを決めておくことが適切であること。

3. 情報セキュリティ対策について

本調査の結果によると、端末・回線の情報セキュリティ対策を講じていない団体も見受けられたところであるが、なりすましや情報漏えいの防止の観点からは、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和 5 年 3 月版）」（令和 5 年 3 月 28 日改定）も参考に、例えば、情報セキュリティ対策が講じられた端末・回線を事務局が貸与する等の措置を講じることが適切であること。

4. 住民に対する議事の公開について

本調査の結果によると、住民に対する議事の公開を行っていない団体も見受けられたところである。地方自治法において、本会議については、公開することとされている（同法第 115 条第 1 項）一方、委員会については、同項の対象ではないが、議事の公開の要請に配慮する観点からは、例えば、委員会室における傍聴の機会の確保や、インターネット上で議事動画の公開等の取組を行うことが考えられること。